

京都府介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金 Q&A

令和8年4月24日現在

区分	NO.	質問内容	回答
事業概要	1	補助金のスケジュールについてはどうか	次のとおり予定しています。 交付申請締切:令和8年5月末 交付決定:令和8年7月 実績報告:交付決定後、事業完了後30日以内又は令和8年10月31日までのいずれかの早い日 補助金の支払い:実績報告審査完了、額の確定通知後
	2	補助対象期間はどうか	国補正予算成立日(令和7年12月16日)以降、令和8年9月末までに購入を完了した経費を補助対象とします。 なお、予算を超える申請があった場合調整がかかるため、あらかじめご承知おきください。
	3	申請方法はどうか。	別途、補助金電子申請システムを設けますので、原則、そちらに必要事項を記入いただく形で申請いただきますようお願いいたします。
補助対象サービス種別	4	介護予防サービスは補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれません。
	5	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれません。
	6	介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業所は、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれますが、介護サービスの提供実績がない(介護報酬の請求実績がない)場合は、補助目的が「介護サービスの円滑な継続のための支援」であるため、補助対象となりません。
	7	基準該当サービス事業所は補助対象に含まれるか	補助対象に含まれます。
	8	介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれるか。	補助対象に含まれません。
	9	障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれるか。含まれる場合の補助上限は。	補助対象に含まれます。1事業所あたり20万円が補助上限となります。
	10	公立の介護施設は、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。
	11	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象に算定するのか。	施設の空床利用により短期入所生活介護(療養介護)を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象となりません。なお、認知症対応型共同介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助対象とはなりません。
	12	同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になるということでしょうか。	お見込みのとおり。それぞれ指定サービス毎に補助対象とすることとなります。なお、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)については、一つの事業所として補助対象となります。
	13	「施設の定員については令和7年4月1日を基準とする、事業所の訪問回数等について令和7年4月から9月提供分の平均により判断する」とあるが、それ以降に開設した施設等は補助対象にならないのか。補助対象とする場合、訪問介護事業所や通所介護事業所の訪問回数や利用延べ人数はどのように判断したらよいか。	令和7年9月以降に開設した施設も対象とし、その場合、訪問介護や通所介護の事業実績については、提供実績を事業者において確認の上、適切な区分を選択し、申請することが可能です。
	14	訪問介護の延べ訪問回数及び通所介護の延べ利用者数については、どのように計算すればよいか。	訪問介護の延べ訪問回数及び通所介護の延べ利用者数については、令和7年4月サービス提供から9月サービス提供までの平均により判断すること。(国交付要綱別添1※1) なお、訪問回数等の計算は事業者において適切に行うこととするが、府においては、国を通じ、当該期間の国保連請求データから算出された事業所ごとの訪問回数データを入手しているため、審査過程で当該データと突合し、審査過程で確認することがあります。 なお、それ以降に指定を受けた事業所についても、同様に提供状況を確認の上、適切な区分を選択し、申請することが可能です。
15	訪問介護事業所について、同一建物減算の算定の有無はどのように確認したらよいか。	事業者において、指定権者に届け出られている加算体制届内容を基に確認をお願いします。	
補助単価	16	各サービス毎の補助単価の上限は確実に交付されるのか。	当該事業は府の予算の範囲内で交付するものであり、予算を上回る申請状況であった場合、申請締切後に一定の調整率を乗じて補助金額を算出することを想定しています。 実際の補助金額については、交付決定通知においてお知らせします。

	17 補助対象経費は国の実施要綱以上の内容を具体的に示される予定はあるのか。	本補助金については、介護サービスを円滑に継続することや災害への備えなど、事業の趣旨目的に反しないものであれば、施設や事業所の実状に応じて必要な物品の購入経費に充当することを可能としており、別途、補助対象経費を限定列挙する予定はありません。 なお、事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象経費として認めておらず、また、取得費用が50万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費の一部に充当することなども、対象経費として認めませんのでご注意ください。
	18 国の実施要綱において「訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所」の対象経費の例としてアとイ、「入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所」の対象経費の例としてウとエが記載されているが、訪問系サービス事業所は、ウとエの経費は補助対象外となるのか。	あくまで対象経費の例として示したものであり、事業の趣旨目的に反しないものであれば、施設や事業所の実情に応じて必要な物品の購入経費に充当することは可能です。
	19 他の補助金の使途と本補助金の対象経費について重複することについて問題はないか。	補助対象経費の範囲としては重複するとしても、実際に各施設等で物品購入を行った際に、複数の補助金等の実績として申請するなど財源が重複していなければ、本補助金の執行上、問題ありません。
	20 災害備蓄等の購入費の例示として、ローリングストックの初期費用とあるが、消耗品等について使用後に補充することを前提にすれば、補助金等で購入した物品について平時に使用してもよいということか。	お見込みのとおり、平時に使用することでも問題ありません。なお、平時から使用する消耗品を定額で補助するのではなく、実際に使った経費を補助対象とすることとしています。
	21 移動に伴い必要となる費用として燃料費を対象とする場合、一律に定額を補助対象とすることは可能か。	本事業においては、各事業所の実状に応じた支援を行う観点から、燃料費について一律に定額を支出するのではなく、実際に使った経費を補助対象とすることとします。
	22 過去に購入したものを補助対象にすることは可能か。(例:令和7年4月1日以降に購入した物品を補助対象にする、など)	国補正予算成立日(令和7年12月16日)以降に購入した、補助目的に合致する物品購入を補助対象とします。
	23 取得費用が50万円以上など、財産処分制限の対象となる備品等の購入を認めない理由如何。また、補助単価を超えた場合は、補助対象外になるという認識でよいか。	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、単品で取得費用が50万円以上となる物品等は補助対象外としている。複数の物品を組み合わせて補助単価を超える場合は、補助単価を上限として補助して差し支えありません。
補助方法	24 補助金の交付時期はいつ頃を予定しているのか。	交付決定後、事業実績報告書を提出いただき、支出内容を確認した上で補助金額を確定した上で支払う「精算払」とします。
	25 補助金実績報告書に領収証等支払い額の根拠資料の提出は必要か。	領収証等支払額に分かる資料の添付をお願いする予定です。領収証等の原本は事業者において適切に保管をお願いします。